

## 1. 滋賀県東近江市 「地域包括ケアについて」

### 【概要】

東近江市の地域包括の特徴を示すポイントは下記の3点と考える。

#### ① 「合併」

東近江市は、平成17年2月に1市4町が合併、更に平成18年1月に2町が合併し、現在の規模となった。地域包括ケアの「地域割り」は旧市町単位である。

#### ② 「認知症対策」

東近江市は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第3期）で「認知症になっても安心して暮らせるまちをめざします」としている。

その具体政策として、「認知症サポーター制度」（＝市民が認知症に対する知識・介護方法を学ぶ）、「認知症キャラバン・メイト活動」（＝サポーター養成のためのリーダー的存在）、その他にも、各講習会をケーブルテレビで「行政番組」として放送する取り組みも実施している。

#### ③ 「協働」

上記の認知症対策が、市民参加で行われている点や、認知症徘徊老人発見訓練を自治会単位で行うなど、地域で見守る体制作りが進められている。

### 【感想】

○ 地域包括ケアの効果・必要性は、現状では和光市よりも東近江市のほうが高いと感じている。

それは、制度の充実度ではなく、

- ・和光市の34倍（383.36㎢）という面積の広さから一極集中が困難であるということ
- ・従来から築かれてきた地域の繋がりが強い

という点から言えることである。

○ 「地域による格差」が生じるケースを想定しておかなければならない。

その要因は、

- ・市職員の人材分散により偏りができてしまうこと（特に専門職は人数が少ないため）
- ・市街地区では自治会加入率が低く、協働の実施が積極的ではない

という背景があるからである。和光市でも医療機関の所在地域には偏りがあり、自治会加入率も東近江市より低いため、市民参加を促す上では一層の工夫が必要である。

○ また、「人材の確保」（特に社会福祉士や保健師）が地域包括ケアを維持していく上での「要」だと感じた。和光市は都内に近いこと人材の流動性は高い。そのことは、人材確保がしやすいというメリットでもあり、和光から流出してしまう、というデメリットでもある。地域包括ケアを推進することは、今まで以上に地域との結びつきが増えることになるので、体制維持のためにも、人材確保を重要視していくべきである。

## 2. 大阪府池田市 「こども条例について」

### 【概要】

「池田市子ども条例」は、平成 17 年 3 月議会に提案され、4 月 1 日より施行された。

池田市以外の自治体でも「こども条例」は制定されている（例：高知県・大阪府・世田谷区等）。中には、

- ・子供向けを意識して、全部ひらがなで書かれている
- ・条文の文章が口語体で書かれている

など特徴的なものもあるが、池田市はその意味での特徴はない。この点について池田市の回答は、

『池田市こども条例は、“子育て支援条例”の性質が強い。だから、親や地域の人が読み、利用するためにも、通常の文言を利用している』ということだった。

全体は 18 条で構成されており、「保護者の責務」「地域住民の責務」「学校などの責務」「事業者の責務」を定めている。

### 【感想】

○このような「倫理条例」を定める場合、効果に繋がれるかが重要であると感じた。

こども条例制定後の政策の変化や出産・子育てがしやすくなったかどうかを自己評価すると「目に見える成果は出ていない」というのが池田市の回答だった。

「合計特殊出生率」で子育て環境が整っているかを推し量ることができるが、「全国平均 1.32」に対して、「池田市 1.18」と全国平均を下回っている。もちろん、この条例制定を機に新たに始まった施策は存在するが、あくまでも行動計画の一部であったようだ。

和光市で条例制定を検討するならば、「目玉」となる子育て施策を共に打ち出すことが、条例の浸透や効果に繋がる方法ではないだろうか。

○池田市子ども条例の制定は、子育て政策の推進というだけでなく、結果として、池田市の市民参加を促すという側面があったように感じた。

池田市は平成 10 年には、夕張市に次いで「財政状況の悪い自治体 ワースト 2」になったこともある。その要因として、「可能な限り市の直営で行なう」という市長の方針があったため、民間委託や協働などが進まなかったため、市の財政を圧迫したのだという。

子ども条例では、市民（地域住民・事業者等）にも、子どもを守るための責務を示している。「子どもを育てる」という共通認識のもと、市民参加や協働が進んだとすれば、池田市子ども条例の果たす役割は大きいだろう。

和光市も、後期基本計画の中に「子どもが健やかに育つまち」という重点目標を定めて、子ども政策を進めている。池田市以上に子どもの数が増えている和光市だからこそ、より明確な「条例」という形に示すことも意義があるのではないだろうか。